

国民医療費の概要について

I 国民医療費の範囲と推計方法

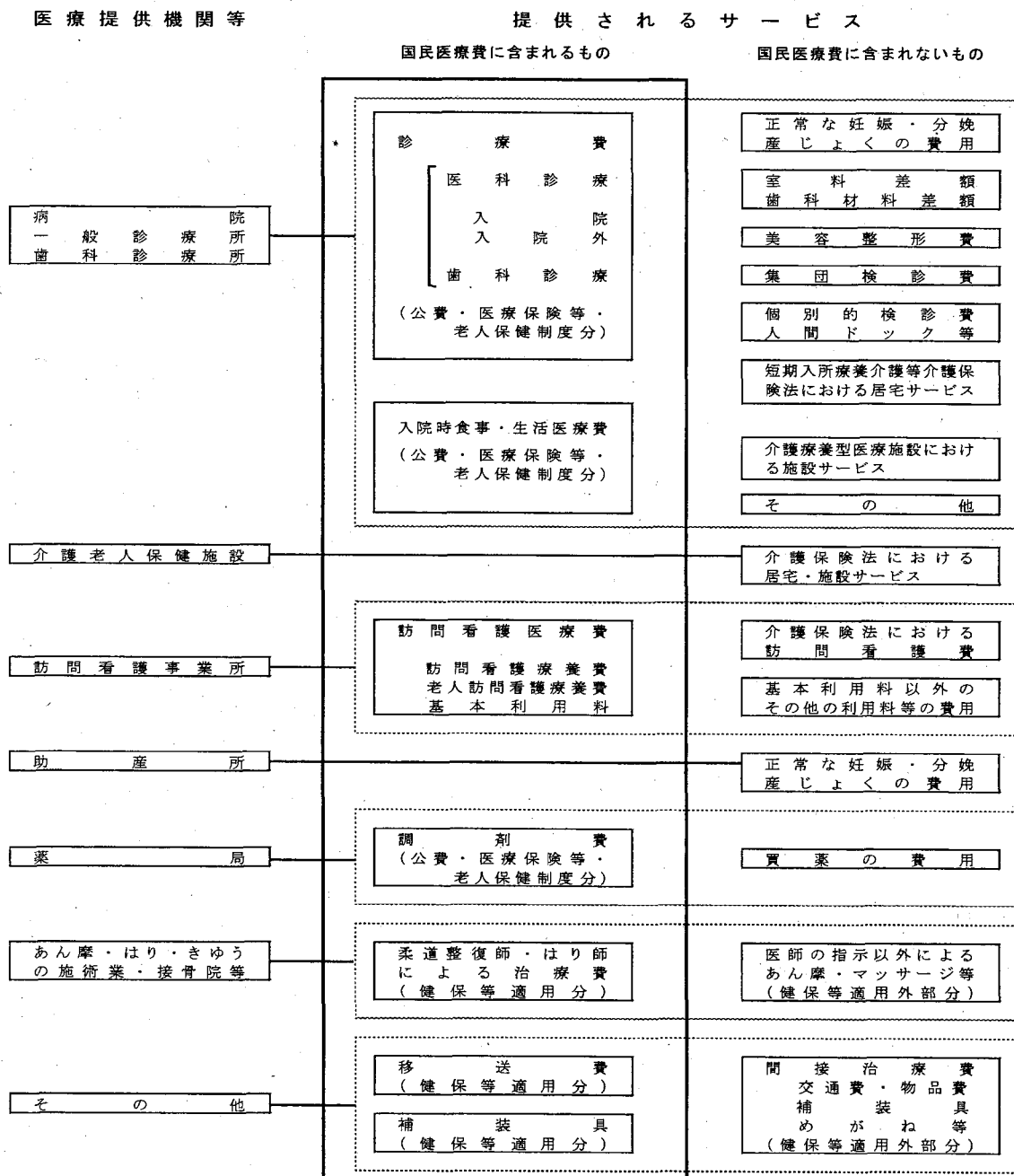
1 国民医療費の範囲

「国民医療費」は、当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を推計したものである。この額には診療費、調剤費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費のほかに、健康保険等で支給される移送費等を含んでいる。

国民医療費の範囲を傷病の治療費に限っているため、(1) 正常な妊娠や分娩等に要する費用、(2) 健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用、(3) 固定した身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用は含んでいない。

また、患者が負担する入院時室料差額分、歯科差額分等の費用は計上していない。

国民医療費の範囲



*上記費用は患者負担分を含む。

2 推計方法

国民医療費は、以下の(1)～(3)により制度区分別国民医療費を算出した。

- (1) 公費負担制度によって国又は地方公共団体の負担する「公費負担医療給付分」、医療保険制度及び労災保険制度等の給付としての「医療保険等給付分」、老人保健法による医療としての「老人保健給付分」について、原則として当該年度内の診療についての支払確定額(高額療養費(高額医療費)を含む。)
 - (2) 患者負担分のうち(1)の給付に伴う一部負担額の推計値
 - (3) 患者負担分のうち全額自費による傷病の治療に要する費用(自賠責保険による支払い及び自費診療)の推計値
- 次に、上記国民医療費をもとに財源別国民医療費、診療種別国民医療費、年齢階級別国民医療費、傷病分類別一般診療医療費を、各種調査による割合を用いて按分し、推計した。

推 計 方 法 の 概 要

1 制度区分

(1) 公費負担医療給付分

各制度を担当する行政当局等の医療費の決算額(一部支払い確定額)及び地方公共団体単独実施に係る医療費の支払い確定額。

(2) 医療保険等給付分

○医療保険

各医療保険制度毎の「事業年報」、「事業統計」等の支払い確定額。

○その他

労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、防衛省職員給与法に係る支払い確定額及び公害健康被害の補償等に関する法律、健康被害救済制度による救済給付による医療費を担当する行政当局等の決算額。

(3) 老人保健給付分

担当する行政当局の決算額及び支払い確定額。

(4) 患者負担分

○全額自費

傷病分類別の入院－入院外別推計患者数に傷病分類別1日当たり点数を乗じ、次いで1年間の総点数を算出し、全額自費分を推計している。

○公費・保険又は老人保健の一部負担

公費負担医療のうち生活保護法は、「医療扶助実態調査」により本人の一部負担の割合を用いて推計し、患者負担としている。

被用者保険は法定給付額に一部負担率を乗じた額から、附加給付、高額療養費、保険優先公費負担分を除き、さらに、入院時食事療養に係る負担額を、入院時食事療養費の食事回数に1食当たり標準負担額を乗じて推計し、入院時生活療養に係る負担額を、入院時生活療養費の食事回数に1食当たり標準負担額を乗じた額と入院日数に居住費の1日当たり標準負担額を乗じた額を合計して推計し、それら全てを合計している。

国民健康保険は「国民健康保険事業年報」、老人保健制度分は「老人医療事業年報」等による。

推 計 方 法 の 概 要

2 財源

(1) 公費

次の①～③を合計している。

①公費負担医療給付分

②医療保険・労災等及び老人保健制度による医療給付に国及び地方の法定負担率を乗じて得た額

③医療保険に対する定額国庫補助額

(2) 保険料

国民医療費から公費と患者負担分等を除いたもの。

被用者保険、退職者医療及び老人保健制度は、各保険者別毎に保険料率の事業主と被保険者別の比を用いて按分している。

国民健康保険の保険料（税）は被保険者に含まれている。

(3) その他

○患者負担

制度区分別の患者負担分と同じ。

○原因者負担

公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付による医療費を担当する行政当局等の決算額。

3 診療種類

主として制度区分別国民医療費推計の際に分けている。ただし、参考資料から直接得られない場合、たとえば、被用者保険の療養費の一部は、共済組合の療養費の入院－入院外別比率を用いて按分し、国民健康保険の給付費は費用額の入院－入院外別比率を用いて按分している。その他（労災等）は、入院－入院外別推計患者数に1日当たり点数を乗じて得た比率を用いて按分している。

4 病院－一般診療所

入院－入院外別一般診療医療費に病院－一般診療所別診療点数割合を乗じて推計している。ただし、公費負担医療制度のうち結核予防法、精神保健福祉法は、病院－一般診療所推計患者数に1日当たり点数を乗じて割合を算出し、推計している。

5 年齢階級・傷病分類

被用者保険、国民健康保険、生活保護法等の医療費を各参考資料の入院－入院外、年齢階級・傷病分類別構成割合に基づいて按分している。老人保健制度の大部分は各参考資料の70歳以上を用いて按分している。

主 な 参 考 資 料

1 制度区分

(1) 公費負担医療給付分

「基金年報」	社会保険診療報酬支払基金
「基金統計月報」	社会保険診療報酬支払基金
「社会福祉行政報告」	厚生労働省大臣官房統計情報部
「介護給付費実態調査報告」	厚生労働省大臣官房統計情報部
「都道府県決算状況調」	総務省自治財政局

(2) 医療保険等給付分

○医療保険

「政府管掌健康保険・船員保険・厚生年金保険・ 国民年金・組管掌健康保険・国民健康保険・ 老人保健事業年報」	社会保険庁
「健康保険組合事業年報」	健康保険組合連合会
「国家公務員共済組合事業統計年報」	財務省主計局
「地方公務員共済組合等事業年報」	総務省自治行政局
「私学共済制度事業統計」	日本私立学校振興・共済事業団
「国民健康保険事業年報」	厚生労働省保険局

○その他

「労働者災害補償保険事業年報」	厚生労働省労働基準局
「国家公務員災害補償統計」	人事院職員局
「常勤地方公務員災害補償統計」	地方公務員災害補償基金
「学校の管理下の災害」	独立行政法人日本スポーツ振興センター
「基金年報」	社会保険診療報酬支払基金

(3) 老人保健給付分

「老人医療事業年報」	厚生労働省保険局
「老人医療事業月報」	厚生労働省保険局

(4) 患者負担分

○全額自費

「患者調査」	厚生労働省大臣官房統計情報部
「医療給付受給者状況調査報告」	社会保険庁

○公費・保険又は老人保健の一部負担

「医療扶助実態調査」	厚生労働省社会・援護局
「政府管掌健康保険・船員保険・厚生年金保険・ 国民年金・組管掌健康保険・国民健康保険・ 老人保健事業年報」	社会保険庁
「国民健康保険事業年報」	厚生労働省保険局
「老人医療事業年報」	厚生労働省保険局
「老人医療事業月報」	厚生労働省保険局
「患者調査」	厚生労働省大臣官房統計情報部

主 な 参 考 資 料

2 財源

「政府管掌健康保険・船員保険・厚生年金保険・ 国民年金・組合管掌健康保険・国民健康保険・ 老人保健事業年報」	社会保険庁
「健康保険組合事業年報」	健康保険組合連合会
「国民健康保険事業年報」	厚生労働省保険局
「老人医療事業年報」	厚生労働省保険局
「老人医療事業月報」	厚生労働省保険局

3 診療種類

「政府管掌健康保険・船員保険・厚生年金保険・ 国民年金・組合管掌健康保険・国民健康保険・ 老人保健事業年報」	社会保険庁
「国民健康保険事業年報」	厚生労働省保険局
「老人医療事業年報」	厚生労働省保険局
「老人医療事業月報」	厚生労働省保険局
「患者調査」	厚生労働省大臣官房統計情報部
「医療給付受給者状況調査報告」	社会保険庁
「基金年報」	社会保険診療報酬支払基金
「基金統計月報」	社会保険診療報酬支払基金
「国家公務員共済組合事業統計年報」	財務省主計局
「地方公務員共済組合等事業年報」	総務省自治行政局
「私学共済制度事業統計」	日本私立学校振興・共済事業団
「社会医療診療行為別調査報告」	厚生労働省大臣官房統計情報部

4 病院—一般診療所

「基金統計月報」	社会保険診療報酬支払基金
「保健医療機関別診療報酬審査決定状況」	国民健康保険中央会
「患者調査」	厚生労働省大臣官房統計情報部
「医療扶助実態調査」	厚生労働省社会・援護局
「社会医療診療行為別調査報告」	厚生労働省大臣官房統計情報部

5 年齢階級・傷病分類

「医療給付受給者状況調査報告」	社会保険庁
「国民健康保健医療給付実態調査報告」	厚生労働省保険局
「社会医療診療行為別調査報告」	厚生労働省大臣官房統計情報部
「医療扶助実態調査」	厚生労働省社会・援護局

II 平成19年度国民医療費の概要

1 国民医療費の状況

平成19年度の国民医療費は34兆1360億円、前年度の33兆1276億円に比べ1兆84億円、3.0%の増加となっている。

人口一人当たりの国民医療費は26万7200円、前年度の25万9300円に比べ3.0%増加している。国民医療費の国民所得に対する比率は9.11%（前年度8.87%）となっている。

（図1、表1）

図1 国民医療費と対国民所得比の年次推移

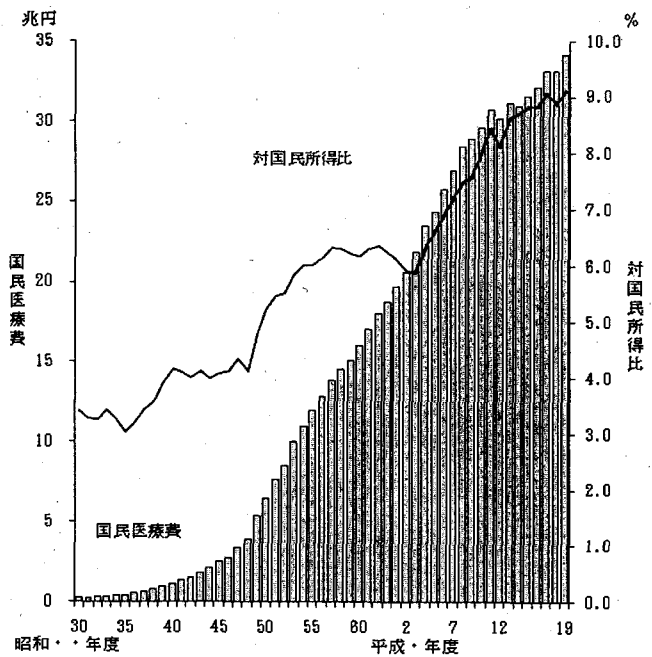


表1 国民医療費と国民所得の年次推移

年次	国民医療費		人口一人当たり国民医療費		国民所得		国民医療費の国民所得に対する比率 (%)
	(億円)	対前年度増減率 (%)	(千円)	対前年度増減率 (%)	(億円)	対前年度増減率 (%)	
昭和29年度	2 152	...	2.4
30	2 388	11.0	2.7	12.5	69 733	...	3.42
40	11 224	19.5	11.4	17.5	268 270	11.5	4.18
50	64 779	20.4	57.9	19.1	1 239 907	10.2	5.22
60	160 159	6.1	132.3	5.4	2 610 890	7.4	6.13
61	170 690	6.6	140.3	6.0	2 680 934	2.7	6.37
62	180 759	5.9	147.8	5.3	2 818 190	5.1	6.41
63	187 554	3.8	152.8	3.4	3 039 679	7.9	6.17
平成元年度	197 290	5.2	160.1	4.8	3 222 073	6.0	6.12
2	206 074	4.5	166.7	4.1	3 483 454	8.1	5.92
3	218 260	5.9	176.0	5.6	3 710 808	6.5	5.88
4	234 784	7.6	188.7	7.2	3 693 236	△ 0.5	6.36
5	243 631	3.8	195.3	3.5	3 690 327	△ 0.1	6.60
6	257 908	5.9	206.3	5.6	3 740 795	1.4	6.89
7	269 577	4.5	214.7	4.1	3 742 775	0.1	7.20
8	284 542	5.6	226.1	5.3	3 806 211	1.7	7.48
9	289 149	1.6	229.2	1.4	3 819 989	0.4	7.57
10	295 823	2.3	233.9	2.1	3 689 215	△ 3.4	8.02
11	307 019	3.8	242.3	3.6	3 643 409	△ 1.2	8.43
12	301 418	△ 1.8	237.5	△ 2.0	3 718 039	2.0	8.11
13	310 998	3.2	244.3	2.9	3 613 335	△ 2.8	8.61
14	309 507	△ 0.5	242.9	△ 0.6	3 557 610	△ 1.5	8.70
15	315 375	1.9	247.1	1.8	3 580 792	0.7	8.81
16	321 111	1.8	251.5	1.8	3 638 976	1.6	8.82
17	331 289	3.2	259.3	3.1	3 658 783	0.5	9.05
18	331 276	△ 0.0	259.3	△ 0.0	3 735 911	2.1	8.87
19	341 360	3.0	267.2	3.0	3 747 682	0.3	9.11

注：1）平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち介護保健の費用に移行したものがあがるが、これらは平成12年度以降、国民医療費に含まれていない。

2）国民所得は、内閣府発表の「国民経済計算」（平成20年12月発表）による。

3）人口一人当たり国民医療費を算出するために用いた人口は、総務省統計局による「国勢調査」及び「推計人口」の総人口である。

2 制度区分別国民医療費

制度区分別にみると、医療保険等給付分は16兆7576億円（構成割合49.2%）、老人保健給付分は10兆2785億円（30.2%）、公費負担医療給付分は2兆3002億円（6.8%）となっている。また、患者負担分は4兆7368億円（13.9%）となっている。

対前年度増減率をみると、被用者保険分は3.6%の増加、国民健康保険分は6.8%の増加、患者負担分は0.4%の減少となっている。（表2）

表2 制度区分別国民医療費

制度区分	平成19年度		平成18年度		対前年度	
	推計額 (億円)	構成割合 (%)	推計額 (億円)	構成割合 (%)	増減額 (億円)	増減率 (%)
国民医療費	340 731	100.0	331 276	100.0	9 455	2.9
公費負担医療給付分	23 002	6.8	22 125	6.7	878	4.0
医療保険等給付分	167 576	49.2	159 272	48.1	8 304	5.2
医療保険	164 782	48.4	156 480	47.2	8 303	5.3
被用者保険	78 163	22.9	75 411	22.8	2 752	3.6
被保険者	38 838	11.4	37 344	11.3	1 494	4.0
被扶養者	34 848	10.2	34 464	10.4	383	1.1
高齢者 1)	4 477	1.3	3 603	1.1	875	24.3
国民健康保険	86 619	25.4	81 069	24.5	5 551	6.8
高齢者以外	61 908	18.2	61 721	18.6	186	0.3
高齢者 1)	24 711	7.3	19 347	5.8	5 364	27.7
その他 2)	2 793	0.8	2 792	0.8	1	0.0
老人保健給付分	102 785	30.2	102 325	30.9	461	0.5
患者負担分	47 368	13.9	47 555	14.4	△ 187	△ 0.4

注：1)被用者保険及び国民健康保険適用の高齢者は70歳以上である。

2)労働者災害補償保険、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、防衛省職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付による医療費である。

3 財源別国民医療費

財源別にみると、国民医療費34兆731億円のうち、公費分は12兆5271億円（36.8%）、保険料分は16兆7898億円（49.3%）となっている（表3）。

表3 財源別国民医療費

財源	平成19年度		平成18年度		対前年度	
	推計額 (億円)	構成割合 (%)	推計額 (億円)	構成割合 (%)	増減額 (億円)	増減率 (%)
国民医療費	340 731	100.0	331 276	100.0	9 455	2.9
公費	125 271	36.8	121 274	36.6	3 997	3.3
国庫	84 300	24.7	81 895	24.7	2 405	2.9
地方	40 971	12.0	39 379	11.9	1 592	4.0
保険料	167 898	49.3	162 245	49.0	5 653	3.5
事業主	69 241	20.3	66 923	20.2	2 318	3.5
被保険者	98 657	29.0	95 322	28.8	3 335	3.5
その他注)	47 562	14.0	47 757	14.4	△ 195	△ 0.4
患者負担（再掲）	47 368	13.9	47 555	14.4	△ 187	△ 0.4

注：患者負担及び原因者負担（公害健康被害の補償等に関する法律による補償給付及び健康被害救済制度による救済給付）

4 診療種別国民医療費

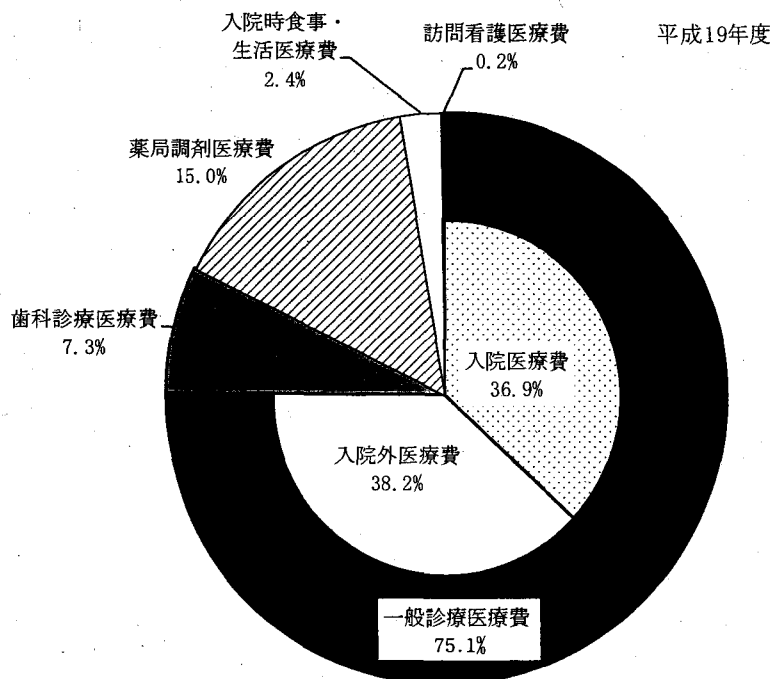
診療種別にみると、一般診療医療費は 25兆6418億円（75.1%）、そのうち入院医療費は12兆6132億円（36.9%）、入院外医療費は13兆287億円（38.2%）となっている。また、歯科診療医療費は2兆4996億円（7.3%）、薬局調剤医療費は5兆1222億円（15.0%）、入院時食事・生活医療費は8206億円（2.4%）となっている。

対前年度増減率をみると、一般診療医療費は 2.4%の増加、薬局調剤医療費は 8.8%の増加となっている。（表 4、図 2）

表 4 診療種別国民医療費

診療種類	平成19年度		平成18年度		対前年度	
	推計額 (億円)	構成割合 (%)	推計額 (億円)	構成割合 (%)	増減額 (億円)	増減率 (%)
国民医療費	341 360	100.0	331 276	100.0	10 084	3.0
一般診療医療費	256 418	75.1	250 468	75.6	5 950	2.4
入院医療費	126 132	36.9	122 543	37.0	3 589	2.9
病院	121 349	35.5	117 885	35.6	3 464	2.9
一般診療所	4 782	1.4	4 658	1.4	124	2.7
入院外医療費	130 287	38.2	127 925	38.6	2 362	1.8
病院	51 753	15.2	51 058	15.4	695	1.4
一般診療所	78 534	23.0	76 867	23.2	1 667	2.2
歯科診療医療費	24 996	7.3	25 039	7.6	△ 43	△ 0.2
薬局調剤医療費	51 222	15.0	47 061	14.2	4 161	8.8
入院時食事・生活医療費	8 206	2.4	8 229	2.5	△ 24	△ 0.3
訪問看護医療費	518	0.2	479	0.1	39	8.1

図 2 診療種別国民医療費構成割合 (%)



5 年齢階級別国民医療費

年齢階級別にみると、0～14歳は 2兆3264億円（6.8%）、15～44歳は 4兆9835億円（14.6%）、45～64歳は9兆511億円（26.6%）、65歳以上は 17兆7122億円（52.0%）となっている。

人口一人当たり国民医療費をみると、65歳未満は16万3100円、65歳以上は64万4900円となっている。そのうち一般診療医療費では65歳未満が11万4800円、65歳以上が51万2100円となっている。歯科診療医療費では、65歳未満が1万7100円、65歳以上が2万8700円となっている。薬局調剤医療費では、65歳未満が2万8600円、65歳以上が8万2000円となっている。（表5）

表5 年齢階級別国民医療費

年齢階級	平成19年度			平成18年度		
	推計額 (億円)	構成割合 (%)	人口一人当たり 国民医療費 (千円)	推計額 (億円)	構成割合 (%)	人口一人当たり 国民医療費 (千円)
国民医療費						
総数	341 360	100.0	267.2	331 276	100.0	259.3
65歳未満	163 921	48.0	163.4	160 043	48.3	158.2
0～14歳	23 269	6.8	134.6	22 134	6.7	127.0
15～44歳	49 920	14.6	103.3	47 719	14.4	98.1
45～64歳	90 732	26.6	261.6	90 190	27.2	257.1
65歳以上	177 439	52.0	646.1	171 233	51.7	643.6
70歳以上(再掲)	141 741	41.5	722.2	136 303	41.1	718.1
75歳以上(再掲)	100 893	29.6	794.2	96 735	29.2	795.1
一般診療医療費(再掲)						
総数	256 418	100.0	200.7	250 468	100.0	196.0
65歳未満	115 445	45.0	115.1	114 095	45.6	112.8
0～14歳	16 063	6.3	92.9	15 582	6.2	89.4
15～44歳	33 939	13.2	70.2	32 522	13.0	66.9
45～64歳	65 443	25.5	188.7	65 990	26.3	188.1
65歳以上	140 973	55.0	513.3	136 373	54.4	512.6
70歳以上(再掲)	114 610	44.7	584.0	110 132	44.0	580.3
75歳以上(再掲)	82 313	32.1	647.9	78 938	31.5	648.8
歯科診療医療費(再掲)						
総数	24 996	100.0	19.6	25 039	100.0	19.6
65歳未満	17 126	68.5	17.1	17 206	68.7	17.0
0～14歳	1 939	7.8	11.2	1 832	7.3	10.5
15～44歳	6 773	27.1	14.0	6 756	27.0	13.9
45～64歳	8 413	33.7	24.3	8 617	34.4	24.6
65歳以上	7 871	31.5	28.7	7 834	31.3	29.4
70歳以上(再掲)	5 517	22.1	28.1	5 429	21.7	28.6
75歳以上(再掲)	3 211	12.8	25.3	3 045	12.2	25.0
薬局調剤医療費(再掲)						
総数	51 222	100.0	40.1	47 061	100.0	36.8
65歳未満	28 702	56.0	28.6	25 912	55.1	25.6
0～14歳	5 186	10.1	30.0	4 615	9.8	26.5
15～44歳	8 547	16.7	17.7	7 737	16.4	15.9
45～64歳	14 968	29.2	43.1	13 560	28.8	38.7
65歳以上	22 520	44.0	82.0	21 149	44.9	79.5
70歳以上(再掲)	16 424	32.1	83.7	15 700	33.4	82.7
75歳以上(再掲)	11 280	22.0	88.8	10 785	22.9	88.7

注：年齢階級別の人口一人当たり国民医療費を算出するため、総務省統計局「推計人口」の各年齢階級別人口を分母に用いた。

6 傷病分類別一般診療医療費

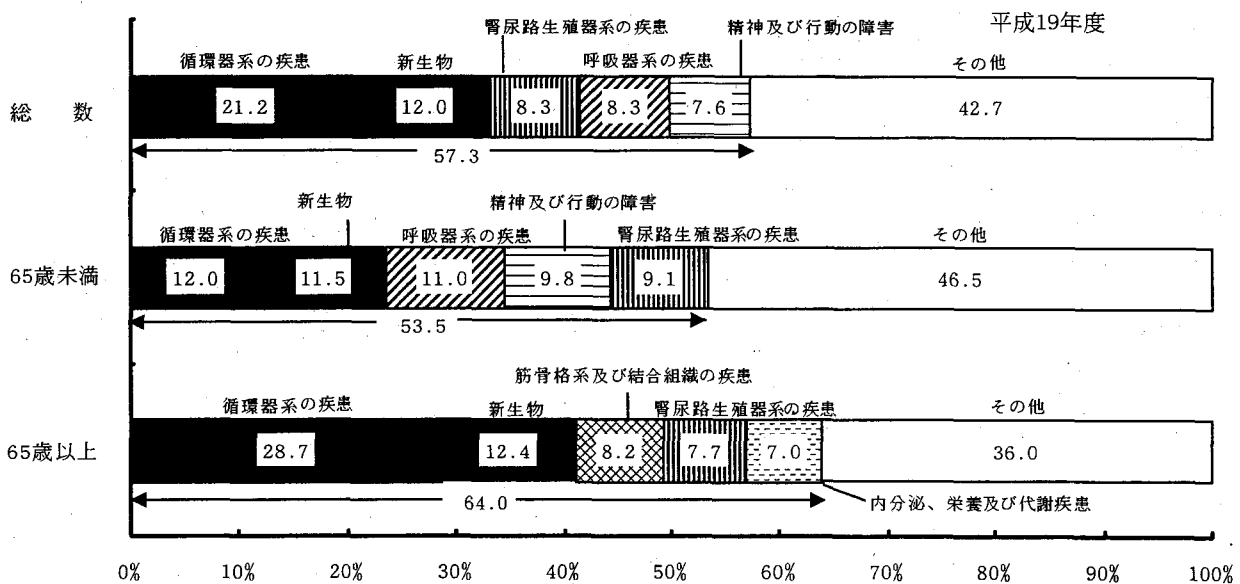
表6 上位5傷病別一般診療医療費

一般診療医療費を主傷病による傷病分類別にみると、「循環器系の疾患」5兆4353億円(21.2%)が最も多く、次いで「新生物」3兆716億円(12.0%)、「腎尿路生殖器系の疾患」2兆1389億円(8.3%)、「呼吸器系の疾患」2兆1191億円(8.3%)、「精神及び行動の障害」1兆9378億円(7.6%)となっている(表6)。

65歳未満と65歳以上のそれぞれ上位5傷病の構成割合をみると、65歳未満では「循環器系の疾患」、「新生物」、「呼吸器系の疾患」の3傷病で34.5%であるのに対し、65歳以上では「循環器系の疾患」が28.7%を占めている(図3)。

傷病分類	平成19年度		平成18年度	
	推計額 (億円)	構成割合 (%)	推計額 (億円)	構成割合 (%)
一般診療医療費				
総数	256 418	100.0	250 468	100.0
循環器系の疾患	54 353	21.2	57 725	23.0
新生物	30 716	12.0	28 787	11.5
腎尿路生殖器系の疾患	21 389	8.3	16 525	6.6
呼吸器系の疾患	21 191	8.3	21 224	8.5
精神及び行動の障害	19 378	7.6	19 369	7.7
その他	109 392	42.7	106 839	42.7
65歳未満				
総数	115 445	100.0	114 096	100.0
循環器系の疾患	13 898	12.0	15 908	13.9
新生物	13 240	11.5	12 378	10.8
呼吸器系の疾患	12 725	11.0	13 134	11.5
精神及び行動の障害	11 350	9.8	11 399	10.0
腎尿路生殖器系の疾患	10 535	9.1	8 265	7.2
その他	53 697	46.5	53 011	46.5
65歳以上				
総数	140 973	100.0	136 374	100.0
循環器系の疾患	40 455	28.7	41 817	30.7
新生物	17 476	12.4	16 409	12.0
筋骨格系及び結合組織の疾患	11 521	8.2	11 227	8.2
腎尿路生殖器系の疾患	10 853	7.7	8 259	6.1
内分泌、栄養及び代謝疾患	9 871	7.0	9 453	6.9
その他	50 799	36.0	49 205	36.1

図3 上位5傷病別一般診療医療費構成割合(%)



注 1) 傷病分類は、「第10回修正国際疾病、傷害及び死因分類」による。
2) 「その他」とは、上位5傷病以外の傷病である。

8 「国民医療費に含まれないもの」に関連する主な統計数値など

「国民医療費の範囲」の概念図（5頁）のうち、「国民医療費に含まれないもの」について、関連する主な統計数値（費用額・件数）を以下に示す。

1 病院、一般診療所、歯科診療所

(1)「正常な妊娠・分娩、産じょくの費用」に関する統計数値

異常及び合併症を有さない妊娠、分娩、産じょくに要した費用（健康保険等適用外）を指す。

(参考)

性別出生数（単位：人）

	出生数
総数	1,089,818
男性	559,847
女性	529,971

単産・複産別出生数（単位：人）

	出生数
総数	1,089,818
単産	1,065,737
複産	24,081

注）日本における日本人の出生の全てである。

（正常分娩以外のものを含む）

資料：「平成19年人口動態統計」（厚生労働省）

分娩件数

（各年9月中）

	一般病院			一般診療所		
	分娩件数 （正常分 娩を含 む）	帝王切開 摘出手術 件数 （再掲）	分娩に 占める 割合 （%）	分娩件数 （正常分 娩を含 む）	帝王切開 摘出手術 件数 （再掲）	分娩に 占める 割合 （%）
平成17年	44,865	9,623	21.4	40,247	5,156	12.8
20	47,626	11,089	23.3	42,792	5,553	13.0

資料：「平成20年医療施設調査」（厚生労働省）

(2)「室料差額、歯科材料差額」に関する統計数値

室料差額とは、特別の療養環境が提供される病室（病床ごとにプライバシーが十分に確保されている病室）に入院することを患者が選択した場合に、医療保険の自己負担とは別に要した費用を指す。

歯科材料差額とは、金合金や白金加金（プラチナ）などの材料を用いて歯科治療を行うことを患者が選択した場合に、医療保険の自己負担とは別に要した費用を指す。

(3)「美容整形費」に関する統計数値

美容外科手術に要した費用を指す。

(4)「集団検診費」に関する統計数値

企業、学校、地方公共団体などが行う、集団検診に要した費用を指す。

保健所及び市区町村が実施した健康診査等の受診者数（単位：人）

	受診者数
健康診断	13,879,174
妊産婦・幼児健康診査	5,888,048
歯周疾患検診	221,613
骨粗鬆症検診	343,258
基本健康診査	13,439,836
がん検診	24,375,439

資料：「平成19年度地域保健・老人保健事業報告」（厚生労働省）

(5)「個別的検診費、人間ドック等」に関する統計数値

個人単位で医療機関において行う健康診断や人間ドックを受けた際に発生する費用を指す。

(6)「短期入所療養介護等介護保険法における居宅サービス」に関する統計数値

介護療養型医療施設へ短期入所して受ける、看護・医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療・日常生活上の世話などの介護保険サービスに要した費用を指す。

短期入所療養介護等介護保険法における居宅サービスの費用

(単位：百万円)

	費用額	利用者負担額 (再掲)
介護予防短期入所療養介護(病院等)	50	5
短期入所療養介護(病院等)	5,746	557

資料：「平成19年度介護給付費実態調査」(厚生労働省)

(7)「介護療養型医療施設における施設サービス」に関する統計数値

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設において、入院する要介護者が受ける、療養上の管理・看護・医学的管理下における介護・その他の世話・機能訓練・その他必要な医療などの施設サービスに要した費用を指す。

介護療養型医療施設における施設サービスの費用

(単位：百万円)

	費用額	利用者負担額 (再掲)
介護療養型医療施設における施設サービス	518,453	47,796

資料：「平成19年度介護給付費実態調査」(厚生労働省)

(8)「その他」に関する統計数値

病院・一般診療所・歯科診療所において行われた医療行為のうち、上記1の(1)～(7)以外の健康保険等適用外のもの全般を指す。

保健所及び市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数(単位：人)

	接種者数
DPT及びDT(注)	5,182,444
急性灰白髄炎	2,063,543
麻しん・風しん	2,125,621
日本脳炎	418,812
BCG	1,089,346
インフルエンザ	14,809,144

注) DPTとは沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、DTとは沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの接種者である。

資料：「平成19年度地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省)

ワクチン類(生物学的製剤)の生産金額(単位：百万円)

	生産金額
ワクチン類	39,034
毒素及びトキソイド類	758

資料：「平成19年薬事工業生産動態統計」(厚生労働省)

2 介護老人保健施設

「介護保険法における居宅・施設サービス」に関する統計数値

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた介護老人保健施設において、入所する要介護者が受ける、看護・医学的管理下における介護・機能訓練・その他必要な医療・日常生活上の世話などの施設サービスに要した費用を指す。

介護保険法における居宅・施設サービスの費用 (単位：百万円)

	費用額	利用者負担額 (再掲)
介護予防短期入所療養介護(老人保健施設)	689	67
短期入所療養介護(老人保健施設)	49,082	4,776
介護保健施設サービス	1,017,705	96,914

資料：「平成19年度介護給付費実態調査」(厚生労働省)

3 訪問看護事業所

(1)「介護保険法における訪問看護費」に関する統計数値

居宅において、介護福祉士等から受ける、入浴・排せつ・食事等の介護・その他の日常生活の世話などの介護保険サービスに要した費用を指す。

介護保険法における訪問看護費の費用(単位：百万円)

	費用額	利用者負担額 (再掲)
介護予防訪問看護	6,715	586
訪問介護	119,924	10,823

資料：「平成19年度介護給付費実態調査」(厚生労働省)

(2)「基本利用料以外のその他の利用料等の費用」に関する統計数値

基本利用料以外の訪問看護費、交通費及びおむつ代などの実費・特別サービス(営業時間外の対応等)などの費用を指す。

4 助産所

「正常な妊娠・分娩、産じょくの費用」に関する統計数値

助産所における、異常及び合併症を有さない妊娠、分娩、産じょくに要した費用(健康保険等適用外)を指す。

(参考)

助産所の出生数(単位：人)

	出生数
助産所	10,610

注)日本における日本人の出生のうち、助産所において出生した数である。
(正常分娩以外のものを含む)

資料：「平成19年人口動態統計」(厚生労働省)

5 薬局

「買薬の費用」に関する統計数値

医師による処方箋を必要とせずに購入できる一般用医薬品の購入にかかる費用を指す。

医薬品薬効分類別用途区分別出荷・生産金額 (単位：百万円)

	出荷・生産金額
出荷・一般用医薬品・国内	595,406
出荷・配置用家庭薬・国内	31,343
一般用医薬品・生産・輸入	13,613
配置用家庭薬・生産・輸入	445

資料：「平成19年薬事工業生産動態統計」(厚生労働省)

6 あん摩・はり・きゅうの施術業・接骨院等

「医師の指示以外によるあん摩・マッサージ等(健保等適用外部分)」に関する統計数値
 施術所、接骨院等で提供される医師の指示によらない、健康保険等適用外のあん
 摩・マッサージ等のサービスに要した費用を指す。

あん摩、マッサージ及び指圧等を行う施術所数

	施術所数
あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所	21,822
はり及びきゅうを行う施術所	17,794
あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所	34,517
その他の施術所	3,219
柔道整復の施術所	30,787

資料：「平成 18 年度保健・衛生行政業務報告」(厚生労働省)

7 その他

「間接治療費(健保等適用外部分)」に関する統計数値

上記 1～6 以外の健康保険等の適用とならない費用の全てを指す。

(1)補装具

装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するもので、
 義肢(義手・義足)、車いす、義眼及び補聴器などをいう。

補装具等の購入(支給)・修理金額 (単位：百万円)

	金額
身体障害者・児の補装具(購入・修理)	22,385
戦傷病者補装具(支給・修理)	54

資料：「平成 19 年度社会福祉行政業務報告」(厚生労働省)

(2)めがね等

ハードコンタクトレンズ、視力補正用単焦点眼鏡レンズ及び視覚機能検査用機
 器などのことをいう。

医療機器大分類別生産金額 (単位：百万円)

	生産金額
眼科用品及び関連製品	67,014

資料：「平成 19 年薬事工業生産動態統計」(厚生労働省)